

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：嘉麻市地域防災計画、ハザードマップ)

当市は南部の嘉穂アルプスを源とする一級河川の遠賀川が南から北に流れ、当市の北部及び北西部に流域平野を形成しており、その平野部と支流域を中心に家屋倒壊等は氾濫想定区域に指定されている。

(土砂災害：嘉麻市地域防災計画、ハザードマップ)

当市は中山間地域を中心に地すべりや土石流、急傾斜地崩壊等の土砂災害特別警戒区域が市内 388 箇所指定されている。近年の土砂災害発生状況を見ると、28 年間（昭和 52 年～平成 16 年）で 73 件発生している。発生した土砂災害の状況は、大部分ががけ崩れによるものである。また、近年はゲリラ豪雨など短時間で局地的に今までに経験したことがない降雨量を観測する状況もあることから、当市においても土砂災害の危険性が高まっている。

(地震：嘉麻市地域防災計画 地震災害)

当市では、「嘉麻市防災アセスメント調査報告書」（平成 19 年度、嘉麻市）において地域防災計画を策定するための長期的目標として、嘉麻市に最も接近している西山断層南部を震源としてマグニチュード 7.0（2005 年 3 月 20 日福岡県西方沖地震相当）の地震規模で被害想定を行った。この結果、当市においては、建物被害（全壊大破計 約 520 棟）、ライフライン被害（上水道 約 360 箇所）、人的被害（死者 約 30 人、負傷者 約 5,000 人、避難者 約 3,210 人）等、甚大な被害が想定されている。2005 年 3 月 20 日の福岡県西方沖地震での本市の被害は、震度 4（最大）で、負傷者 4 人、家屋の一部損壊 15 棟等であった。

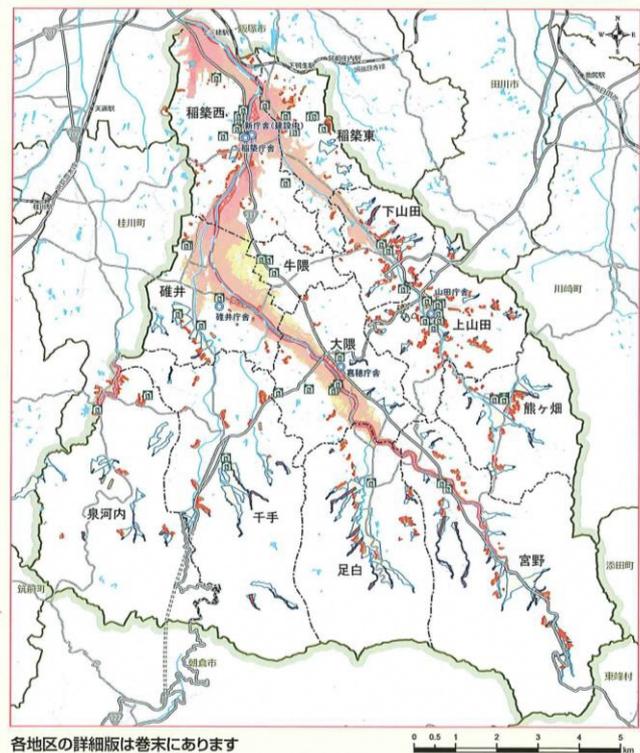
また、地震ハザードステーションの防災地図（J-SHIS Map）によると、今後 30 年間に震度 5 弱以上の揺れに見舞われる確率は、当市の南部においては 26%未満と比較的確率が低いものの、嘉麻市役所本庁舎の位置する岩崎付近では 59.0%と高い数値を示している。

(その他)

当市は南部に古処・屏・馬見連峰、南東部に戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山などの山林を有し、馬見山を源流とする遠賀川をはじめとする河川が南北に流れ、当市の北部及び北西部に流域平野を形成し、全体の約 72%が森林と耕作地である。林野面積が多くを占める当市においては、林野火災が発生すれば広範囲に被害が広がる可能性がある。近年の火災被害を見ると、平成 29 年 5 月 28 日に市内の産業廃棄物処理場で発生した火災では、林野焼損約 1,800 m²を含む約 7,000 m²が焼損し、鎮火に 1 か月近くを要した。

最近の住宅被害を見ると、平成 24 年 7 月 13 日～8 月 6 日にかけての豪雨災害では、床上浸水 78

防災マップ(市全域)



棟、床下浸水 357 棟、一部損壊 7 棟に被害が発生している。平成 30 年 7 月の豪雨災害では土砂災害による重傷者 1 名、軽症者 2 名の人的被害と住家の床上浸水が 26 棟、床下浸水が 20 棟、全壊が 2 棟、半壊が 7 棟の被害を生じた。

(感染症)

新型インフルエンザは 10 年～40 年周期で発生し、世界規模で大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症により、経済活動は停滞し、困窮者の増加、日常生活も大きく制約を受けている。有効性が担保されたワクチンの開発はまだなく、免疫獲得者も多くないことから、全国的かつ急速なまん延により、本市においても（市内感染者数 23 名～11 月 30 日現在）多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工事業者の状況

商工事業者の状況	総数	内管轄数
当市商工業者総数	1,252 社	
内当所 管轄商工業者数		332 社
内当会 管轄商工業者数		920 社
当市小規模事業者総数	1,071 社	
内当所 管轄小規模事業者数		320 社
内当会 管轄小規模事業者数		751 社

嘉麻市商工業者詳細

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業、漁業	9	9	川沿いに分散している
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
建設業	198	177	市内に広く分散している
製造業	136	80	市内に広く分散している
電気、ガス、熱供給、水道業	12	11	市内に広く分散している
情報通信業	3	3	市内に広く分散している
運輸業、郵便業	27	26	市内に広く分散している
卸売業、小売業	372	336	商店街、旧商店街を中心に分散している
金融業、保険業	17	14	市内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業	12	12	市内に広く分散している
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	
宿泊業、飲食サービス業	147	111	市内に広く分散している
生活関連サービス業、娯楽業	102	83	市内に広く分散している
教育、学習支援業	16	16	市内に広く分散している
医療、福祉	29	29	市内に広く分散している
サービス業（他に分類されないもの）	172	164	市内に広く分散している
合計数	1,252	1,071	

※商工業者数、小規模事業者数は当所（会議所地区）当会（商工会地区）について独自調査。
（令和 2 年 1 月 1 日現在）

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・嘉麻市地域防災計画の策定（平成 27 年 3 月）
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・嘉麻市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成 26 年 10 月）

2) 当所、当会の取組

- ・各事業者自らが策定する BCP についての国・県・市等の施策等の情報提供
- ・福岡県火災共済協同組合・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社等の損害保険の周知等
- ・事業者に対する事業者 BCP 策定支援

II 課題

現状では、当市と当所と当会が連携して取り組む具体的な体制や計画等が整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウや保険・共済に対する助言を行える人員が十分にいない等の課題がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗い、消毒の徹底、ソーシャルディスタンス遵守や、拡大時に備えてのマスク、消毒液等の衛生品備蓄、リスクファイナンスとしての保険の検討、必要性を周知することなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、当所・当会、当市間で被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が実施できるよう、また、域内においては感染症の国内発生、拡大、市内発生期に応じて、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所・当会・当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・平成27年に策定した「嘉麻市地域防災計画」や平成26年に策定した「嘉麻市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当所・当会・当市の会報、広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつ、どこでも発生する可能性があり、感染状況も刻々と変わるため、小規模事業者にはデマに惑わされないよう、最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、最新の業種別ガイドラインに基づき、事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者に対しマスク・消毒液等の一定量の備蓄、オフィス・店舗内の換気、IT、テレワーク環境の整備するための情報および支援策等を実施する。

2) 当所、当会自身の事業継続計画の作成

- ・当所・当会とも令和2年12月に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ福岡県火災共済協同組合やあいおいニッセイ同和損害保険株式会社所属専門家の派遣依頼を行い、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを実施する。また、事業者が現在加入している損害保険の契約状況確認を保険会社同席のもと行い、想定される災害への備えができていないかなどの再確認だけでなく、見直しもできる機会を創出する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を行う。
- ・収束時期が予測しづらい感染症に関してはリスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・関係機関等の協力も得ながら、小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認を行っていく。このフォローアップをすすめることで、他事業者に対してのシナジー効果も期待できる。
- ・嘉麻市商工団体連絡会議（構成団体：当市、当所、当会）を最低年1回は開催し、小規模事業者の防災・減災についての状況確認や改善点など情報共有を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5以上の地震）が発生したと仮定し、当市・当所・当会の三者が即連絡が取れる体制となっているか連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施）。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後5時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当市と当所・当会で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい、マスク着用等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当所・当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当市と当所・当会との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・震度4以上の地震、台風960h p以上、短時間大雨50ミリ以上の場合など気象庁等公的機関が発令する警報、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当市・当所・当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	災害状況に応じて随時情報共有

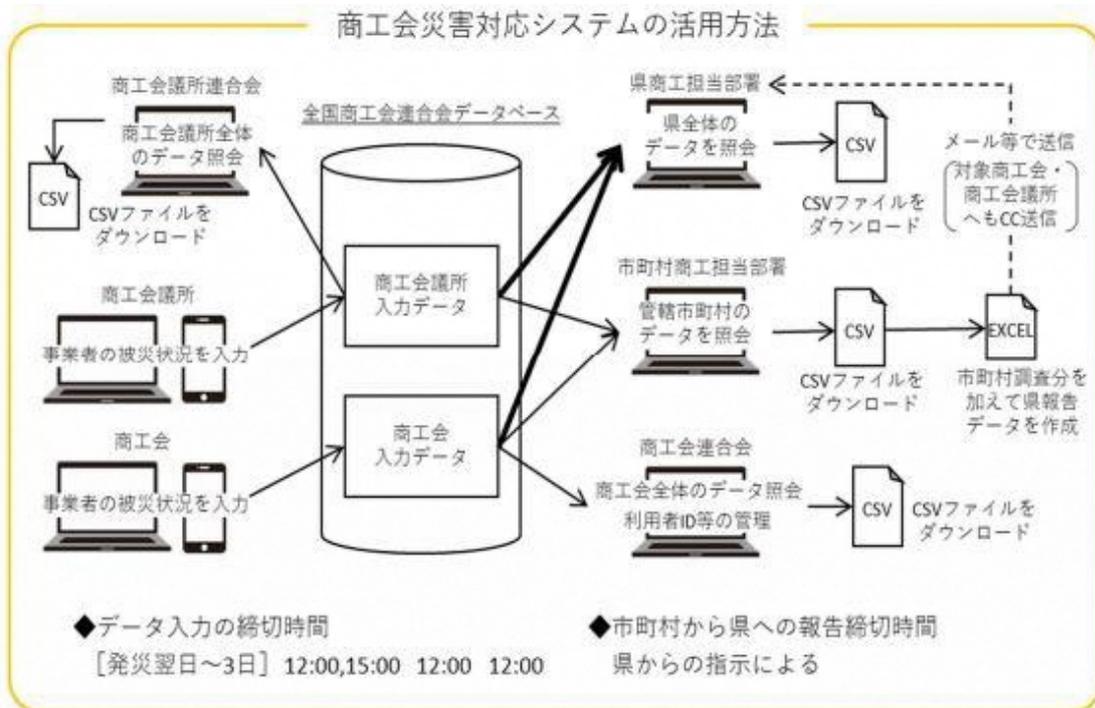
- ・当市で取りまとめた「嘉麻市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。

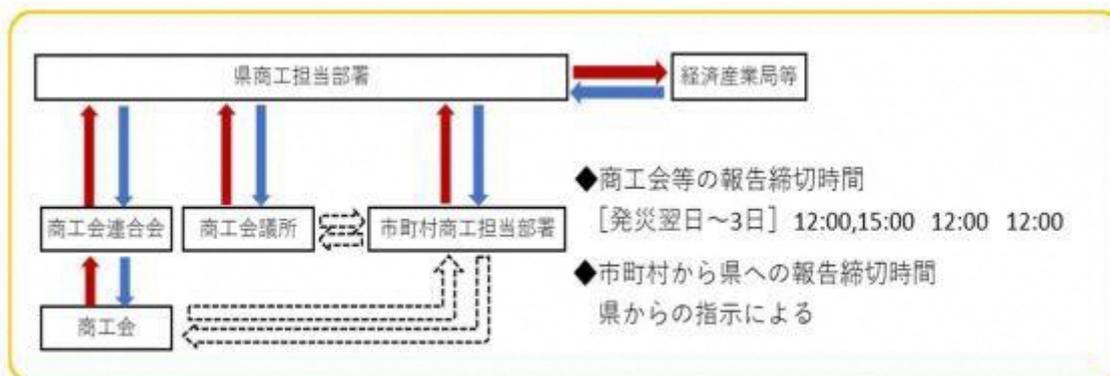
- ・当市と当所・当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当市と当所・当会が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当所・当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所・当会または当市より県へ報告する。
- ・当所・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当所と当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当所と当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業復興支援センター 〇〇・〇〇宛て【電子メールにて送付】（メールアドレス kujishien@pref.fukuoka.lg.jp）

令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況 提出日：令和〇年〇月〇日

罹災者：
記入担当者：

No	被害箇所				被害状況		区分 （被害の程度が軽重別）
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業者名	業種	被害額	被害内容（建物、備品、設備、機械の破損など、中から数個でも記入してください）	
50 入 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	—	〇〇〇製材所	製造業	約 1 0 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	<small> 区分は、被災状況に照らして 1. 軽微 2. 軽微から中程度 3. 中程度から重程度 4. 重程度 5. 特別重大 </small>
	△△△△△△△△△△	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 1 4 0 万円	店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに避難先等いたる所は削除せずに、最新情報を追記していただく下さい。 ※掲載が足りない場合はコピーしてご費用ください。
※既に避難先を定めている被害箇所につきましても、その後の被害で被害状況等の増減や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所と当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受けている、またその恐れのある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

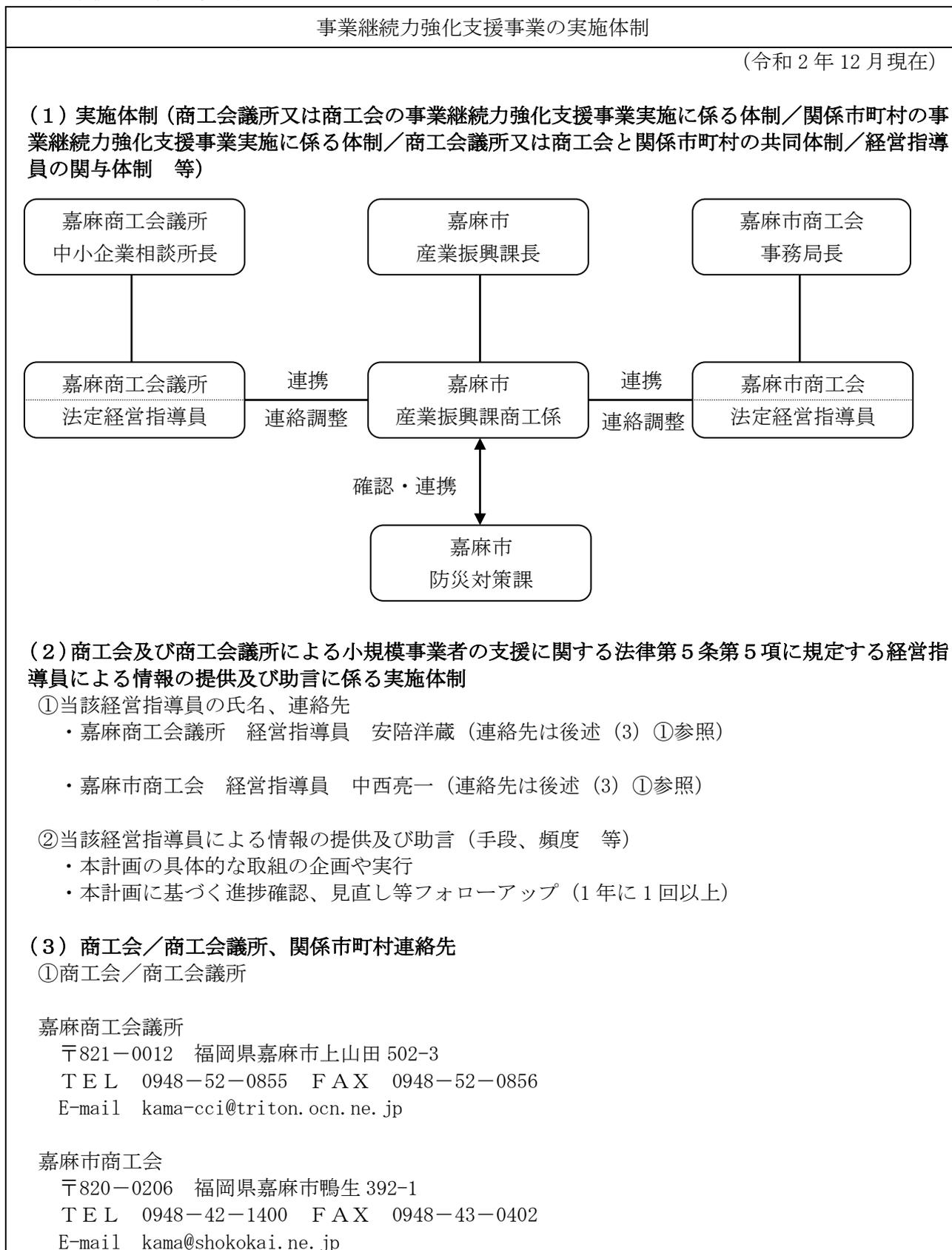
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

嘉麻市 産業振興課 商工係
〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎 1180-1
TEL 0948-42-7450 FAX 0948-42-7096
E-mail shoko@city.kama.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	420	420	420	420	420
専門家派遣費	50	50	50	50	50
連絡会運営費	20	20	20	20	20
セミナー開催費	50	50	50	50	50
チラシ等作製費	200	200	200	200	200
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

福岡県補助金、嘉麻市補助金、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

